

議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第4号 北方町新築住宅の定住奨励金交付条例制定について (町長提出)
- 第3 議案第5号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第4 議案第6号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第5 議案第7号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第6 議案第8号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第7 議案第9号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第8 議案第10号 北方町福祉振興基金条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第9 議案第11号 北方町公共用地取得基金条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第10 議案第12号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて (町長提出)
- 第11 議案第13号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについて (町長提出)
- 第12 議案第14号 平成22年度北方町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて (町長提出)
- 第13 議案第15号 平成23年度北方町一般会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第14 議案第16号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第15 議案第17号 平成23年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第16 議案第18号 平成23年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第17 議案第19号 平成23年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第18 議案第20号 北方町土地開発公社の解散について (町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

出席議員 (9名)

1番	鈴木浩之	2番	安藤浩孝
3番	廣瀬和良	5番	福井裕子
6番	立川良一	7番	戸部哲哉
8番	井野勝巳	9番	日比玲子
10番	田中五郎		

欠席議員 (1名)

4番	中村広一
----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵	都市環境農政課 参事	大平喜義
総務課長	村木俊文	税務課長	山中真澄
収納課長	西口清敏	住民保険課長	豊田晃
福祉健康課長	北村孝則	上下水道課長	山田忠義
都市環境農政課長	酒井友幸	教育課長	渡辺雅尚
会計室長	林賢二		

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	高橋善明	議会書記	木野村幸子
議会書記	梅田竜志		

○議長（井野勝巳君） 改めまして、おはようございます。

連日、大変御苦労さまでございます。

けさほどの新聞で、子どもサミットがまとまって、町長さんにきのう報告があったようでございますし、また県議会においては、島大橋が来年の4月から無料化になるというような、きのう答弁があったようでございます。

また、国会においては、予算関連においては、つなぎ法案で、大分与党は苦慮をしておるようでございますけれども、ただいまから、出席員数9人でございます。定足数に達しておりますので、平成23年第2回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において7番 戸部哲哉君及び9番 日比玲子君を指名をいたします。

日程第2 議案第4号

○議長（井野勝巳君） 日程第2、議案第4号 北方町新築住宅の定住奨励金交付条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 報告の中でもいろいろ意見がございましたけれども、一応確認のためにお尋ねをしておきたいと思っておりますけれども、これは定住促進ということで、5年間の固定資産税に係る部分を同額還付するということになっておりますけれども、これが、例えば12月31日までに家ができて、当然そこに土地建物の名義がつくわけなんですけれども、住所をたまたま1月2日以降に住所移転したとすると、都合4回の還付ということになるとお聞きをいたしましたけれども、それでよろしいですか。

○議長（井野勝巳君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 今の御質問にお答えいたします。

私どもとしましては、定住奨励金の交付要件としましては、新築住宅を取得いただいて入居していただくということで、起算1月1日というふうに基準日を設ける考え方でございますが、仮に1月2日以降になるということであったとしても、それはまれなケースであろうと考えています。通常1月1日までに入居していただけるように御指導させていただきますので、そのようなことは、事例としては少ないと思います。万が一そういうことがあった場合については、定住奨励金の目的等を勘案しまして検討させていただくこととなりますけれども、大事なことは、1月

1日までに入居していただくというような指導をさせていただくということで対応したいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） いろいろな手続の中で、建物が完成しました、当然そこで銀行借り入れとかいろんな部分があるんで、恐らく私の知識の中でも住所移転、当然そこにはないと住宅ローンは組めませんので、まれなケースと言われれば、まず出てこないケースかもしれません。けれども、これはあり得ることなんです。いわゆる外からお見えになる方は当然そういうことが出てくると思うんですが、例えばこの場合は建てかえ、この人は住所ありますよね。あとは、もしくは親の土地に親のお金で建てる。そういう部分なんかですと、この住所移転というのは、まれじゃなくなるんですよ。あり得る話になってくるんで、ややこしいんですよ。その5年間という年数を言われると、普通の感覚でいうと5回分の固定資産税を還付してもらえると、当然そういうふうに理解するわけなんですけれども、この部分が今の1月1日を起算日とすると、要するに4回になる。これは、多分なかなか理解できないですよ。ということは、1月1日の持ち主に固定資産税がかかることはわかるんです。しかし、固定資産税の請求書が来るのは4月、5月ですかね。その時点で、まず2月に入居して、12月30日に完成したとしますよ、2月に入居します。で、5月に固定資産税が来ます。そうすると、この部分はもらえないわけですよ。そういう感覚が理解できるかどうかというのを、非常にまれなケースと言われたらまれなケースなんですけれども、なきにしもあらずなんで、逆に言うと、その部分をあえて固定観念みたいな感覚で、これはだめですよということじゃなしに、あらかじめ5回分なら5回分、それは2年も3年も入居しない、住所持ってこない方は別として、そういうふうにはできないかなと。別にとりわけ大きなお金が出ていくわけでもないでしょうし、そういう混乱を避けるためにも、その部分をきちっと明確に翌年度からの固定資産税分5回、その部分を還付するという形をとられたらどうですか。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） ただいまの御質問ですが、やはり法律とか条令は、どこかで線を引かならん。それはやっぱりあると思うんです。今回の条例につきましても、この条例の一番最後の附則を見ていただくとわかると思いますが、附則の第2項、この条例を平成28年1月1日限り、その効力を失うと。これにつきましては、同日までに行われた第3条に規定する要件に該当する事案については、同日もその効力を有するというで、1月1日限りで家が新築されて、課税基準日に家があって、しかも第3条、住所要件が備わっていないとこの条例の適用にならないと。ということは、2日に住民票を持ってくると、この奨励金そのものがもらえなくなる人も出てくるわけですね。それで、そういうことにならないように、うちの方はあくまでも1月1日の課税基準日に住民票を持ってきてください、そういう指導はします。それで、どうしても持ってこられない理由、その理由にはよりますが、その辺については規則で町長特認事項はまた設けたいと思いますが、あくまでも基本は、1月1日の新築と住所要件が基準ということになります。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 最終年度は恐らくそういうことになるでしょう。それは理解できます。ただ、今住民票を持ってこいという話は、多分非常に難しい話なんですよ。

建築されているところにわざわざ行って、例えば、そこによそから来て家を建てられた、その方わかりますか、建てている段階で。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） うちの方、課税するというのは、家が完成してから、当然そこに住める状態になってから課税するわけですから、当然住民票が持ってこられる状態になっているということになりますし、むしろ融資を受けた方は、住民票の方が先行するのが通常ですので、そういったことはないと思いますが。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 途中で人が変わったので、あれなんですけど、融資受けられる人は問題ないんですよ、先ほど言いましたように、これはおっしゃるとおりなんであれなんですけれども、例えば、そういう事態が出てくる可能性はあるんですよ、まれかもしれませんが。その時点で、建築しました、建物完成しました。住民票を持ってくるために役場にも来ましょうし、お出かけもするかもわからんですけれども、それ以前に住所移転してくださいよと説明に行かれるんですかということをお聞きしたんです。どこで説明されるのか。

○議長（井野勝巳君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 一応手続的なものとしましては、税務課としましては、その年中に完成を見込まれる住宅、もしくは完成している住宅につきましては、当然年内に家屋調査を原則終了する予定です。その家屋の所有者、建築主の方に、当然家屋調査のお願いを事前にしますし、そのときに、いろんな関係のこのような制度についても、当然御説明して、該当する方については、こういうことをこういうふうにしてくださいというお願いなり御指導はさせていただきます。ですので、当初の話は家屋調査の時点になりますので、家屋調査するということは、まず完成しているという前提の中でお話しさせていただきますので、建築中で完成しないと見込まれるものについては、家屋調査を年内に実施することはまずありません。したがって、その課税をされないというのが前提でございますので、そういう漏れはないというふうに考えております。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） わかりました。きちっと、そうしていただければ。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） ちょっと、この間の4回になるというところが、私は頭の中、理解できておらへんので、初めにちょっと話されたことと関連するんですけども、例えば1月1日が基準日だよという話ですよ。それで、最後に副町長が言われた28年の1月1日というのは、それまでに該当しないものはもうだめだよという話ですよ。それは当たり前の話だと。

それで、例えば来年の1月1日にやると5回もらえるんですよ、該当になりますよね。例えば1月2日に完成したやつは4回になるということをおっしゃったんでしょうか、この間。そう

ということになるの。その1月2日のやつは、来年の1月1日に固定資産税が発生するんやないのか。そうすると、そこから5回という話で理解しているんだけど、それは違うのか。お願いします。

○議長（井野勝巳君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 大変恐縮でございますけど、第4条の第2項のところで奨励金の交付期間は云々という項があるわけですけど、この部分の解釈のところで、基本的にはこの条項というのはあくまでも奨励金の交付期間を規定しているわけです。要するに4条2項というのは、奨励金は新たにその住宅に対して課税される年度から数えて5年間交付しますと。5年間対象ですよ、要するに交付期間というのは5年間ですと規定しているわけです。それは、新たに課税される年から5年間と。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 例えば1月2日に建ったものは、いつから課税がされるんでしょうか。そこがよくわかってないもので、私の頭の中、こんがらがっておるのかもしれない。

○議長（井野勝巳君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） その年の1月2日以降、完成して取得されたという場合については、その完成取得した年の翌4月以降の年度です。取得に関してはですね。課税されるのは、翌年度の4月、4月が年度初めですから、1月2日以降に完成した場合ですよ。

〔「そこから固定資産税が発生するんですか」の声あり〕

○税務課長（山中真澄君） 翌年度の4月からです。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 例えば、もうちょっと後にいって、4月1日に家が建ったよという場合は、固定資産税は来年からですよ。来年の1月1日から始まるんですよ。そうすると、固定資産税が、払うという時期というのは次の年やないですか。その次の年から5年間というふうに、この条例では私は読むんだけど、違うんか。そこがわかんないんだよ。

○税務課長（山中真澄君） 具体的な年度で申しますと、例えば、ことしの23年の1月2日以降に取得された方は、固定資産税は24年度からかかっていますね。1月2日以降に取得された方は24年度にかかる。

○3番（廣瀬和良君） 例えば、ことしの話をしましょう。ことしの1月2日。

〔「1月2日に建ったものは、平成24年度に課税です」の声あり〕

○3番（廣瀬和良君） そうですよ。うん、わかった。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） だから、固定資産税がかかったところから5年間という話をしているんだから、それは来年から5回分払わないといかんのやないですかと言っているんだよ。何でそれが4回になっちゃうんだ。そこが全然わかんないんだよ。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） ちょっと議論がかみ合っておりませんが、1月1日が起算日、これは銀行用語で、起算日ですから、その1月1日に、例えば、今戸部議員がおっしゃるように建物の保存登記はできました。しかし、いろんな事情があって住民票は2日以降にずれ込んだ場合にどうなるというか、4年分しか還付がされんやないかという御指摘なんですね。ずばり、そういうことでございます。

これは、やっぱり一つの基準としていつからという、先ほど副町長が言いましたように、しっかりした基準日を決めませんと、どこまでいいか悪いかというような枠を持ちますと、適用が非常に難しくなってしまう。ただし、極端な今のような例、1日が2日にずれて、それもだめと言えるかどうかということは、その時点になったときに、そういう事例が私はないと思いますが、もしあったときには町長判断に任せていただきたい。こういうことを先ほど来から申し上げておることでございますので、運悪く2日という例は別にいたしまして、それが2月にずれ込んで、1年分、損得でいいますと、その納税者にとっては不利益が出て、これは仕方がないと。基準日が1月1日になっておるわけですから、ここをしっかりとしないと、変な情実や政治的圧力が入ってくる危険がある、こういうことでございます。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 奨励金の交付期間は、新たに固定資産税が課税をされる年度から5年間という話になっているんじゃないですか。課税がどこからされるかによって、それがことしになるのか、来年になるのかという話だけじゃないんですか。

だから、課税をされる日から5年間、5年間というのは5回分ですよ。5回分は、いわゆる補助金として、固定資産税に相当する部分をお支払いしますという話じゃないんですか。そこがちっともわからないんだ。4年間になるというのはちっともわからないし、1月2日という話もちっともわからない。1月2日のやつというのは、来年の課税になるわけじゃないんじゃないですか。そうすると、来年から5回という話になりませんか。ちっともわからん。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 誤解があるようでございますけれども、1月1日が課税日ですから、ここを基準にして、私どもは税金をいただくわけですから、いただいた税金をお返するというシステムなんですよ。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） よろしいか。町長。

○町長（室戸英夫君） 意識的に逆の方法を考えてもらうとわかるんですけど、1月1日に届け出ますと課税になるでしょう。2日にしたら課税にならんやないですか。それと同じ考えに立っていただければ、基準日が1月1日という意義がそこにあるということです。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 基準日が1月1日ですよ。そうすると、1月2日というのは来年の話に

なるんじゃないんですかと言っているんだよ。そこで入れている条例というのは、読んでみると、課税になった年を基準にして5回という話になるんじゃないんですか。それで、1月2日は来年度から5回。1月1日はことしから5回。そういう話になりませんか。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） こういうふうになるんで、私は御質問申し上げたわけなんで、わかりにくいんですよね、実際。5年、還付されるという部分は、だれしものが5回と勘違いして思うんです。ここに4回という事例が出てきてしまうというのは、今の住所移転の問題なんです。いつ住所を持ってくるかによって、この5回が4回になってしまうという、その部分が出てくる。これは、間違いなくなきにしてもあらずという中でお聞きをしたんで、先ほど、これをきちっとそういう該当しそうなところに説明をして、あなたは5回が4回になりますよと、ことしじゅうに住所を移してください、4回になってしまいますよということをおっしゃると言われたんで、それはそれでよしかないと思います。ただ、もっと本当は単純にしてほしかったなという、いわゆる5回分の、建った次からかかってくる5回分の固定資産税の部分を免除じゃないんで、還付なんで、別にそれでもよかったかなという、今思いをしておりますので、質問をさせていただいたわけなんですけれども、そこら辺混乱のないようにひとつお願いをいたしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） よろしいか。鈴木君。

○1番（鈴木浩之君） ちょっと関連したことをお聞きしたいんですけれども、この条例の制定の目的というものは、定住人口の増加を図るということなんですが、第2条の2項の中で、取得、専用住宅もしくはという中で、中古住宅の購入は除くという部分があるんですが、これをもう一度町長にお聞きしたいんですが、なぜこの中古住宅の部分については除くということなんですか。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 今の御質問ですが、確かにこの新築住宅の定住奨励金の目的からいいますと、中古住宅も同じような目的になるかと思いますが、うちの方は、あくまでも今回は範囲を新築に限らせていただいたと。中古住宅まで広げればいいんでしょうけど、それは、うちの方で新築に限るという線を引いたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 鈴木君。

○1番（鈴木浩之君） 将来的には、じゃあ、そういうお考えもお持ちなわけなんですか。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 将来的なことは今わかりませんが、とりあえず、この条例の効果というか、そういうのを一度見きわめてから、またそういう議論、あるいは検討になる可能性もあるかと思っています。

○議長（井野勝巳君） ただいま議題となっております議案第4号については、総務教育常任委員会に付託いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務教育常任委員会に

付託することに決定をいたしました。

日程第3 議案第5号

○議長（井野勝巳君） 日程第3、議案第5号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第5号については、総務教育常任委員会に付託をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第4 議案第6号

○議長（井野勝巳君） 日程第4、議案第6号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第6号については、総務教育常任委員会に付託をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第5 議案第7号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、議案第7号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第7号については、総務教育常任委員会に付託したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第6 議案第8号

○議長（井野勝巳君） 日程第6、議案第8号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第8号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第7 議案第9号

○議長（井野勝巳君） 日程第7、議案第9号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第9号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第8 議案第10号

○議長（井野勝巳君） 日程第8、議案第10号 北方町福祉振興基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第10号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第9 議案第11号

○議長（井野勝巳君） 日程第9、議案第11号 北方町公共用地取得基金条例の一部を改正する条

例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第11号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第10 議案第12号

○議長（井野勝巳君） 日程第10、議案第12号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。田中君。

○10番（田中五郎君） 補正予算のところで質問させていただきます。

精読中に問題が上げられております。また、厚生都市委員会の折にも指摘事項がなされていまして。そういう中で御質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、公園費のところでございますけど、今回補正で県の補助金420万、円鏡寺公園に対する振興補助金が入ってきております。そういう中でここに載っております補正予算のところでは、公園管理の委託料が減額されておるといような状況の中でございますけど、結果的に円鏡寺公園の整備の進行状況、履行期間、完了期間はこの3月18日をもって完了されるということになっております。その状況下の中で、たまたま完了していない円鏡寺公園の一部を利用され、かいこまつりが挙行されようとしてされております。そういう中でお尋ねをしていきますので、その点、御理解をお願いしたいと思います。

まずこの公園整備、現在どのような進捗状況か、まずお尋ねをさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 酒井都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（酒井友幸君） それでは、円鏡寺公園の整備状況について御説明申し上げます。

公園整備の契約につきましては、22年11月10日から今月の3月18日までの工期で、堀部工務店と契約を結んでおります。工事といたしましては、11月21日の門前市以降に工事を着手いたしまして、年内にはほぼ大まかな工事は終わっております。年明け以降に行った工事としましては、木の植樹の方については年明け1月以降に行っております。現時点におきましては、ほぼ完成しているという状況でございます。ただ、あと一部芝生につきましては、張りかえの工事は残っております。現状といたしましては、以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） 今、進行状況の説明がございました。

そういう中で、梅の植栽等につきましても、委員会として指摘事項があったとっております。その辺の関係ももう一度説明を願いたいと思いますのと、もう1点、今言われたように、円鏡寺の芝生については指摘事項が委員会でありました。以後、また関係者等から、委員の皆さん方からいろいろ御意見が出ております。そういう中で、円鏡寺公園整備に対する設置条例の中から、その条例の内容を抜粋してみますと、使用制限の第9条第1項、第2項、第3項等がございます。あの公園の用地を使用する場合には、もし損傷等が起きた場合、また地域等に迷惑をかけた場合については、その責任をとらなければならない。また、それに対する損傷が起きた場合には原状回復の義務が第10条に書かれております。

今回、この辺の問題を我々委員会についても十分把握しながら進めてきた内容の中でございますが、結果的には期限が18日、本当に短い期間になっております。これ、どうすることもできませんね。だからといって、観光協会が今日まで円鏡寺公園を利用し、町の観光発展のために労力を重ねてこられたのは事実だろうと思っております。でも、この条例に関しては、最終的には町長が認めた場合には使用できるような文言も入っておりますが、ただ、こういう組合、町が補助金を出しておる業者を優先的に認めていくことが正しいのか、正しくないのか。これはあくまで申し上げますと、いわゆる補助を出しておる、町民の税を出しております。一定の団体、一定の補助団体に対する許可の認定の仕方、その辺が重要視されるのではないかなと思っております。結果的に、恐らくこれは目の前の13日です。だからこれ、チラシも出ております。そういうことで、恐らく挙行していかなければならないと思っております。

そこでお尋ねするんですけど、現況の芝生の状態、どの程度の修繕の余地があるのか、それで今回その芝生を利用される観光協会がどのような使用の許可申請を出されておるのか、その辺を明確に答弁を願いたいと思っております。最終的には、先ほどの設置条例の最後には、また担当の山本副町長にお尋ねしますが、今言いましたそちらの方の問題というのは、どのような許可、現状から考えて、どのように修繕をしなければならないのか。それを周知しなければ、貸したときの補償問題がありますからお尋ねするんです。

○議長（井野勝巳君） 大平都市環境農政課参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） まず、工事の中で最初にお尋ねがありました植栽の件でございますけれども、委員会で現地を確認いただきましたときに御指摘をいただいた梅でございますけれども、こういうものについては現在、場所を業者の方と私どもの指示の徹底がちょっと不足しておったようで、場所を間違えて補植したということで、それは指示をしまして当初の予定どおりに補植をさせていただいております。その部分の補修については、今後、芝生広場の補修もあわせてやっていきたいと思っております。

それから、工事の契約書の中には約款がございます、これは国交省が昭和25年に標準約款を示しております。それに基づきまして、町の契約書にも添付をさせていただいております。これが全国の標準約款として、公共工事についてはこういうものをつけております。その中の第33条には、工事期間中においても請負元、私どもですね、町が請負者の方に部分的に使用をしたいと

いうことの申し出をする場合については、了解をするように約款上はしておりますので、こういうことが契約上は可能でございます。法的には、それでその間使えないということにはなっておりませんので、今回は観光協会のかいこまつりについての観光事業については従来の形である場を使用されてやってお見えになりますので、今回については、そういう形で使用を認めざるを得ないということでございます。

それから町の円鏡寺公園設置条例の中には、今議員お尋ねの使用の制限が第9条にございます。それで、その前段で使用の許可ということは、改めてとるものと、要らないものとございますので、今回の許可の対象、使用許可の申請をすべきものについては、第4条に1項から3項までございます。1項につきましては、行商、募金、その他これらに付随する行為とか、2項は、興行または写真撮影等、業に要する行為、それから3項には、競技会、展示会、博覧会等、そういうものについては、事前に町長の許可をとって使用しなさいということでございますので、これ以外につきましては新たに許可をとるものではございませんので、従来、ふれあい広場も円鏡寺公園門前市、観光協会で行われるイベント、これについては特別に許可を与えるものでもございませんので、今回についても許可は対象にならないということですので御了解いただきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） 今のかいこまつり、これは年次計画で立てられて、日にちも決定されておるんやね。だから、僕はこの点をせっかく円鏡寺公園の整備をするときに、なぜ18日の完了にしたのか。もしこれが10日ぐらいにしておれば、こんな問題は起きませんです。十分わかっておるはずなんです、施工するときに。問題点はそこもあります。だからといって、それをいつでもどうぞというわけにはいかん。芝生については本当に微妙なんです。上を踏んだら大変なんです。なかなか根が張りません。踏めば踏むほどあかんと思っております。だから今回、いわゆる観光協会が利用されます。結果的にその後21日に門前市があります。門前市は利用しません、はっきり申し上げて。観光協会が利用した後に門前市が利用して、もし責任が起きたときにはこちらにかぶりますからね、一切しません。5月までしないと門前市組合の方では話をしております。あそこを整備すると同時に、そのお話をし、いわゆる門前市として、どこで21日行ったらいいかということで、役場の担当課と相談して進めておるといような現状の中でございますので、芝生の上をどのような方策で13日、観光協会は考えておるのか、貸す方側としては、観光協会とどのような話をされておるのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） ただいま御質問ありましたように、今回観光協会とうちの方の工事の担当課とかいこまつりにつきまして、事前協議が十分でなかったのも、大変御迷惑やら御心配をかけておりますので、大変申しわけなく思っております。

実は、観光協会の方には今回のかいこまつりにつきましても、芝生広場が工事期間中でありま

すので、役場の前の駐車場とか代替地をうちの方も提案したんですが、観光協会としましては、

やはり年に1回の一大イベントでありまして、どうしても円鏡寺公園でやりたいと、すごい強いこだわりと要望がありましたので、それを受けまして、うちの方もなんとかということで、たゞいま所管が言いましたように、請負業者の堀部工務店といろいろ協議をさせていただきました。それで、その協議の中で、所管の方が言いましたように、芝生のつきが悪いので手直しがあります。それから、へこみというか、そういう段差もついておりますので、そういった修繕もまだ残っております。そういったことを踏まえまして、今度のかいこまつりには今の芝生を十分養生してくれということで、何か敷物を敷いてなら人が乗ってもいいですよということで業者とそういう話ができましたので、一応敷物としてはリサイクルセンターに集められておりますじゅうたんを敷き詰めて、一応使用を許可しております。それで、かいこまつりが終わった後は、修繕箇所も含めてすべて業者の方で責任を持って手直しをしてくれると、そういう承諾を得ましたので一応許可すると。それで、観光協会の方にも、一応人だけしか乗れませんよと、何か重たいものを入れて引きずって芝生が悪くなったりなんかした場合は、観光協会の方で責任を持ってもらいますと、そういう条件で一応許可しております。以上であります。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） 年次計画を立てておって、観光協会自体は利用する計画で進めてきた。一方、町の方は公園整備を行ってきた。その辺のいわゆる施工期間の内容によって起きた結果ではなかろうかなと思っておりますし、結果的にどう転ぼうが芝生は、今言いましたように根つきが悪いのでということなんですね。どっちみち2ヵ月は、今度は補修をやられても最低2ヵ月はだめなんです。だから僕らも5月まではだめだと言っておるんです。だから、そのような状況の中で使用されるので、十分その辺のところも観光協会の方に認識を深めていただいて、しっかりその辺も説明していただきたいと思っておりますし、結果的に、現状につきまして十分把握をしていただきたい、観光協会についても。何事もごり押しでは困る。

もう1点だけお尋ねしておきたいのは、福祉会館は土・日・祝祭日、休館になっております。この福祉会館、老人福祉センターなんですね。ここを今まで独占的に日曜日に利用されておると。あえて休館日なのに利用されると。これはまさしく一般町民の各種団体等が利用することもできません。そのような中で、特別、観光協会だけに許しておる。もちろん、未来タウン、これは町が共催で行う行事については、これは町が共催するので、室戸町長が管理者でありますので、当然利用できると思っておりますけど、関係ない団体ですので、その辺のところは、補助団体だけありますので、ほかの補助団体についても厳しく休館日については言っておりながら、特殊性を持たせた許可を与えておると。これについてどう考えておるのか、この点も踏まえて答弁を求めます。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） とりあえずかいこまつりの件につきましては、観光協会の方へもう一度確認はしておきます、いろんな条件につきましては。

それから、今お尋ねの福祉会館ですが、確かに土曜日・日曜日は休館日であります。使ってお

りますのは、今までの例でいきますと、観光協会のかいこまつり、あるいは未来タウンのふれあいまつり、それから社協のふれあい広場で使っておりますが、どうしてもこうした円鏡寺公園でやるイベントは、土・日に集中というか、どうしても土・日にやりたいという、平日より土・日に集中します。しかも、舞台で出演する人の控室というか、更衣室が必要になってきます。そういった関係で、どうしても土曜日か日曜日に使わなければならない特別な事情があれば、うちの方は福祉会館を許可しております。そういった条件で今までも観光協会の、このかいこまつりには許可してきたというところでありますので、ほかの団体でも、どうしても土・日に福祉会館を使わなければならない特別な事情があれば、そのときにまた協議させてもらうということになると思います。以上であります。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） 副町長、あなたがおる間はそういうあれやったけれども、また今度変わったら、どないになるか。やっぱり条例は条例だからね。先ほど申されました定住の奨励金、あれも同じことなんです。条例は条例で決められておったその期日がちゃんとある。条例を守ることが大事なんだ。そのために条例があるんだから、守らない条例やったら、つくらん方がましですよ、ない方がいいんです。だから、その辺は大変申しわけないけれども、独占的な方法、許可はできるだけ控えていただきたいと。どうしてもそこでなければならないという事情があって、やむを得なく貸し付けする場合はいいであろうと思いますけれども、結果的にそれを許すことによって、他の行事に対しても許さなければならないことになってくるのではなかろうかなと思いますので、今後これは検討課題にひとつお願いしておきたいと思っております。以上、質疑を終わります。

○議長（井野勝巳君） そのほかございますか。日比君。

○9番（日比玲子君） 田中議員の質問に関連して質問をしたいと思いますが、さきの答弁の中で、そのしだれ梅を植えた、しだれ梅じゃなくて桜かな、梅かな、横に植えてあったんですけれども、私は中学の卒業式にたまたま通ったら、もうぐちゃぐちゃに入れてあって、卒業式に見たら4本ぐらい抜いてあったのね。やっぱりきちっと、しだれ梅か桜か知らんけど、きれいにこうなるにもかかわらず、ぐちゃぐちゃに入れてあって、それでさっき言われたように抜いちゃうのね、4本ぐらい抜いてあった。やっぱりそういう美的感覚というか、入れ方の問題も一つあるだろうし、その抜いたやつは補修を後でされるということでありますけど、どこに持っていかれたのかどうか。

それからもう一つの山本副町長の答弁によると、芝生の養生をするためにリサイクルセンターからじゅうたんを借りてきて敷き詰めることを言われたんですけど、それはどこがやるのかとか、その2点です。観光協会がやるのか。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 先ほどのじゅうたんの敷き詰める作業ですか。

作業の方は、うちの方の町と観光協会のもともと連絡が不徹底なためにこういうことが起きま

したので、うちの職員と観光協会がお互いに協力し合って敷くことにしております。

○議長（井野勝巳君） 大平都市環境農政課参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） 梅は、先ほどちょっとお話ししましたように、私どもの指示がちょっと徹底できなかったということと、業者の勘違いと両方が重なりまして、場所を誤解して植えたということがございますので、当初契約書の中にありますような本数は、公園の中の当初考えておいた場所に植え戻すということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） そのじゅうたんのことで、町の職員も関与するということではありますが、さっきも言われたように、観光協会に対しては補助金もことは増額になっているわけですから、やっぱり草の根民主主義とかなんか言われるわけですから、やっぱり観光協会の人にやらせよう、なるべく町の職員はやめてほしいと思うんです。門前市のことでも、何で職員がテントを張るんやということと言う人もいるわけですので、なるべく出した補助団体でやっていただくようにして下さるようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 今回は先ほども言いましたように、特別うちの方も協議が不十分であった、観光協会も不十分であったと。お互いにそういったことがありましたので、今回特別に職員も協力するということです。

○議長（井野勝巳君） よろしいか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第11 議案第13号

○議長（井野勝巳君） 日程第11、議案第13号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） ただいま議題となっております議案第13号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第13号は厚生都市常任委員会に

付託することに決定をいたしました。

日程第12 議案第14号

○議長（井野勝巳君） 日程第12、議案第14号 平成22年度北方町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） ただいま議題となっております議案第14号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第14号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩いたしたいと存じます。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（井野勝巳君） 再開をいたします。

日程第13 議案第15号

○議長（井野勝巳君） 日程第13、議案第15号 平成23年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これからページを分けて質疑を行います。

予算の歳入の32ページまで質疑を行います。質疑をされるときはページ数を言っていたかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

御質疑どうぞ。日比君。

○9番（日比玲子君） 12ページの町税の歳入について質問をいたしたいと思っております。

昨年よりも1,466万もふえているわけですが、これは国との絡みにおいて、国が法人税を5%下げた1兆5,000億ぐらいマイナスになるわけですが、その分で結局年少扶養控除を廃止するか、あるいは特定扶養控除を縮小するとかいう形で、人によって増税になって、住民税は10%フラット化するわけですので、その辺の影響があるのではないかという考えを持っていますが、何にしろこの精読のときには賃金が2.8%増になるということをおっしゃったんですが、その裏のからくりは私はそういうふうではないかと思っておりますが、どうですか。

○議長（井野勝巳君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 町民税の個人の分につきまして、昨年度当初予算よりふえているということについては、今議員おっしゃいましたような、例えば年少扶養控除が廃止されるというこ

とについては既に法律が定まっておりますので、23年分の所得税から適用されます。ですので、住民税に影響するのは基本的には24年度の予算です。成年扶養控除に関して申しますと、まだ法律は通っておりませんが、これも実施はあくまでも所得税という24年分です。住民税が影響するとすれば25年度からです。ですので、今回の増というそのような改正は加味されておられませんので、基本的には22年度の町民税の実績と、今の社会情勢の中で若干の回復基調にあると、賃金も含めまして、そういう状況の中でふえるのではないかとということで増予算を組んだということでございます。税制改正そのものの影響というのは、この中ではほとんどないと。ふえたという要因の中では、税制改正を加味しているということはないと思います。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 税制改正は影響していないということではありますが、私たちの実感としては、給料もずっとこの10年とか全国的に上がっていないとか言われていて、地域性もあるかもしれないけど、北方で果たして給料が上がったのか。私はそれほど上がっていないような気がするんだけど、国の方としては2.8%増の計上をなささいというようなことが来ておるということでありましたけど、実感としてはないんだけど、現実としては何かあるのかしらんと思うんですけど、もしわかったら教えてください。

○議長（井野勝巳君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 具体的な数字というのをつかんでおるわけではございません。ただ、少なくとも、先ほど申し上げたような22年度の町民税の所得割の推移、そういうものをベースに担当者としては対前年度と比べてこのくらいの、ただふえるといっても我々の感覚では若干だというふうに考えております。国の地方財政計画で見るところの個人の所得割についても若干の増を見ているという、全体の流れの中で総合的に判断しておるものであって、給与がこういうふうに伸びるといふ具体的な数字をもって予算を積算しているというわけではございません。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 今度は収納課のことで、収納率についてお尋ねをしたいと思います。町民税に対しては2,000万、それから法人税に対しては昨年より10万減額。そして固定資産税の滞納繰越分は100万であるわけですが、収納課ができて数年たっているわけですが、それほど滞納で繰り越しをされた方で、収納課がつくられて、そしてもっとふえるのかなあと思ったら、それほどふえていない予算であるわけですが、収納課としての仕事、例えば年金が入ったら年金を押さえるとか、学資保険を押さえてしまうとか、そういうことはないですか。

○議長（井野勝巳君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） こちらの方で予算を上げている数字というのは、あくまでも私の方としては滞納分、これは調定額というものが当然滞納に対してはあるわけですが、その中には執行停止とか不納欠損的にどうしても取れないというものもあります。そういうものを加味させてもらいながら、2,000万とか1,100万、このような額を上げさせてもらっておりますが、これに対してあまり上がっていないんじゃないかと、効果が出ないんじゃないかというようなことを言われ

ておりますが、実際、収納課的に活動し出したのは、まだ去年からしかしておりません。2年目なんです、16年、17年の滞繰分の収納率を見ますと、数年前ではまだ10%という数字になっております。それが、昨年度については一応25%というような形の数字は上がっておりますので、それなりに数字的には効果は出ているかと思えますし、先ほど言われました手当関係、子ども手当については一切差し押さえの対象にはしておりません。ただ、年金というものについては、年金そのものを社保庁といいますか、年金機構の方は押さえることはまだしておりません。ただ、年金が、これは言葉のあやでとらえられるかもわかりませんが、銀行口座の方に入りますと、これは銀行債権という形で債権という名前に変わりますので、そうしますと、そういうものについては預金として差し押さえ対象として、これは実際に行っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） その年金ですけれども、年金の額がひよっとして少なければ、こっちの税金の滞納の方が多ければ、丸ごと年金を押さえてしまうのか、ある程度生活をしていただきたいがためにちょっと残して押さえているのか、その辺はどうですか。いろんな事件があるので、お願いしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） 先ほど言いましたように、銀行の方で滞納額の方が多い、年金額の方が少ないという預金額であれば、原則全額押さえるということは行っております。

ただ、今言われましたように、申しわけございませんが、差し押さえまで行くというのはかなりそれまで過程、こちらの方と折衝もない、約束履行もされない、そういう段階で初めて行うケースですので、いきなり何もなくそういうことを執行している、実施しているということはございませんので、そのあたりはよろしく願います。

○議長（井野勝巳君） そのほかのところがございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（井野勝巳君） 歳入については、以上で質疑を終わりたいと思います。

歳出についても、ページを分けて質疑を行います。

議会費の33ページから労働費の72ページまでと、農林水産業費の72ページから地方債の調書の114ページまでに分けて行います。

それでは、議会費の33ページから労働費の72ページまでの質疑を行います。

安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 予算書の38ページと43ページ、二つにまたがっておりますが、企画費の節の12役務費、バス券購入費と、もう一つが43ページ、委託料、節の住民基本台帳ネットワークシステムでございます。ちょっと中に隠れておるんでわかりませんので、予算説明資料に詳しく載っていますので、これから質問したいというふうに思います。

この中に、IC乗車券、アユカと、それから基本台帳カードを交付するというので、運転免許証の返納者をふやす施策が入っておるわけでございます。北方町は大変事故が多い町でありま

して、人口1,000人当たりの死傷者数が11.24人、道路延長10キロ当たりの死傷者数は19.6人と、どれも県下のワースト3、ワースト5という大変汚名なタイトルホルダーになっておるわけであります。特に高齢者の交通事故がふえておりまして、昨年、北方署管内で死亡者4人のうち2人が加害者、被害者どちらかちょっとわかりませんが、4人のうち2人が65歳以上の高齢者ということであります。

そういった中で、この自主返納を促し、高齢者の交通事故を未然に防ぐというねらいの事業が予算化されたわけでありますが、これを見ますと、返納予定者が10人というふうに予算計上をされておるわけですが、この10人と出された根拠を教えてくださいということなのです。

それと、昨年、県下では999人の方が自主返納をされております。岐阜市では492人返納されておりますが、北方町では何人昨年返納されましたか、お聞きしたいというふうに思います。

それとこの手続、IC乗車券、住民基本台帳カードの交付に至るまでの流れ、また個人の負担費用がどのぐらいかかるのか、あわせて説明をお願いしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 私の方からはアユカカードの購入の10人分という根拠について、お答えになるのか、今私が考えておる数字でございますが、正直言いまして、北方町で昨年免許証が何人返納されたか、大変申しわけないですがこの数字はつかんでおりません。申しわけございません。

ただ、他の市町を見ておりますと、当然私どもと同じような規模の近くの町でございますが、そこについても10人程度予算計上をしたというような情報もいただいております。それと、直接私どもの方が返納する数を把握するというのは、正直言いまして、警察なり公安委員会へ問い合わせるという形なんです、今のところ数の根拠というのは、おおよそ10人程度であろうという想像をもって予算計上をさせていただいたということでございます。

ICカードの手続につきましては、住民保険課長の方から説明をしていただきます。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） お尋ねの住民基本台帳カードにつきましては、経費のお話がありました、1件当たり1,375円かかります。これにつきましては、自主返納をされました方につきましては無料で交付をするという扱いになっていまして、警察等で免許証を自主返納されたという証明書等をお見せいただければ、それに沿って無料で交付するという段取りで考えております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 総務課長の方から御答弁いただいたんですが、こういう予算を組まれるときに、必ず裏づけの数字というのはつかんでからやられないと、取り組みが、よその市町がやるからうちもやるんだというようなことでは、北方町は本当に汚名があるわけですね、ワースト3、ワースト5ということで。本当に安心・安全なまちづくりの観点からいって、真剣になってやるということなら、そういう数字もつかんでから、10人じゃなしにもっと50人とか100人とか、そ

ういう考えでやっていただきたいなあということを思います。本当に何か取り組みが弱いような気がします。

それで、きょう新聞で新年度の予算で、大野町では1万円のタクシー券をお配りするということで、岐阜市もお買い物カード券ということで、3割引きのカードを出したりとか、いろいろやっております。きょう私、日タクの高齢者割引利用券を私の知人から借りてきましたが、1割はタクシー会社が補てんをするということで、今よその市町で、あとの1割を町で補てんするとかいう制度もやっておりますので、例えば町内で1,000円使っても、1割なら1回使っても100円の補てんぐらいしかありませんので、こういったことを含めまして、ぜひお考えになっていただくようお願いしたいと思います。

それともう1点、住基カードですが、きょう例えば窓口へ来られました。何日ぐらいかかりますか、日にちは。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 住民基本カードにつきましては、全国レベルのところ申請をしていただくこととなりますので、10日ほどはかかると思っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 即日やっている行政も結構あるみたいですよ、どうですか。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 今申し上げましたように、このシステムは全国レベルのシステムになっておりますので、即日にやっているという市町村については、私は聞いたことがありません。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） これ見ますと結構書いてあるんですけど、その日に交付できる市町がありますよという、これを見ますと。これは間違いですか。このパンフレットに即日交付しますよというような、総務省から出ていますが、間違いのパンフレットですか。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） ちょっと私今、そのパンフレットはあれですが、私どもの実際処理していますケースを見ていまして、即日交付ということは北方町では不可能ですし、そういった形で総務省が出してみえるということについては、残念ながら私は理解しておりません。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） それと、これ写真つきと写真がないのと両方あるんですが、岐阜市なんかでは写真をその場でカメラで撮ってサービスするんですが、北方町の場合は免許証の返納者に限ってはどのようなふうに対応されますか。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 実際に想定していますのは、当然身分証明にかわるものというふうに考えておりますので、免許証にあるような写真をつけるというのを交付するということを想

定しています。ただ、写真につきましては、その場で撮るといふようなことは今のところ考えておりません。基本的にはほかの方と同じように用意していただいというふうには段取りをしています。以上です。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 岐阜市なんかではデジカメでその場で撮って、プリントアウトして、すぐそれで添付してやっていると聞いていますので、もしそういうことができれば、またひとつよろしくお願ひしたいというふうには思います。以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 38ページですが、バスターミナルができて大変便利になったんですけども、穂積線ですよ。何かある人が言うには、便が少なくなったということと、以前もこれは言っていたんですけども、おりるのは駅でおりるんですけど、乗るのはバスターミナルまで歩いていかないといけないということで、堀市長なんかにも話をしているんですけど、あれを解決してもらわないと、例えば名古屋へ行っても荷物を持って歩いていくわけです。500メートルかしらん歩いていくと、今度はバスが2時間も何時間も待っていて、タクシーで帰ってくるとかいうことがあるので、そこを何とか解決をしていただきたいと思うんですけど、町長どうですか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 前にも御答弁させていただきました。瑞穂の市長にもお願ひをして、あの時点から進展はしておりません。別府の公民館跡地ぐらいを何とかしたいという、当時回答をいただいておりますけれども、そっちの方の作業も進んでおらんのではないかと思いますけれども、そういう状況でございます。たびたび議員からも、あるいはこの議場でもお聞きをいたしますし、いろんなところへ行きますとそういう声を多く聞きますので、これからも時を得てお願ひをおきたいと。

ただ、私は全部把握しておるわけではございませんので、総務課の方からも改めて補足で答弁をしていただきたいと思っておりますけれども、バス会社の姿勢も、なかなか穂積という方向にはあまり行っていないのが現実なんですね。バス会社との折衝も片一方で残っておりますので、非常に担当の課としてもその辺は苦勞をしておるようでございます。いずれにいたしましても、これからもそうした声を大切にして、瑞穂市当局はもちろんのこと、岐阜バスにも働きかけをしていきたいというふうには思いますが、この乗り物といいますのは、まず乗ることが大事なんですね。ぜひそちらの方面でも御協力をいただけたらありがたいというふうには思っております。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 瑞穂市の件につきましては、今町長が答弁していたとおりでございます。

関連しますが、バスの公共交通、担当課としましてはできるだけ利用していただけるように、また周辺市町との協力要請等も、事あるごとに私はその市町の部長等に話はしております。なかなかこの考え方が非常に温度差がございます。私ども大変小さな町です。なかなかほかの市町、

正直言いまして今のところ話に乗ってくれない。個々では言われていますが、基本的に自分の自治区を守るというか、行政を守る、そういう感覚でございます。なかなか難しいですが、かといって利用者をふやすという施策は非常に重要でございます。ふやさないと廃線につながるというような状況にも陥ります。今町長申されましたとおり、本当に一人でも利用していただければ、路線の延命措置が講じられるというような状態でございます。とにかく名古屋、岐阜、大垣へ行かれる機会がありましたら穂積線を利用していただきたいなと思いますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） 名鉄揖斐線がなくなって、交通機関、バス路線、一番重要であろうと思ひております。そういう中で、今の答弁もありましたように、いつも町長が言われるように、利用してもらってこそこの効果が生んでいるのではないかなと思ひております。

ところで、アピタは随一の北方町に収益を上げるアピタなんですね。あそこにターミナルができてから、あそこへの路線はどのような方向でやられておるのか。一番大事なのは収益も上げなければならぬし、町民の利便性を考えたときに、できるだけあの方向に行って消費を落としていただく。また、町民が買いやすい、バスを利用して使えるような方向でお願いしたいと思ひておるんですが、聞くところによると、芝原から発車し、岐阜へ行くバスは、あの路線のどこが停留所になっておるのか。僕が聞くところによるとアピタではとまってもらえんと。大分先の停留所でありなければならぬと。利用ができないということを伺っておるところでございます。そういうことで、全体的な計画等も踏まえて、アピタの消費が落ちるような政策等が重要視されてきます。今の時代ですので、少しでも収益を上げ、交通形態等を利用しながらお願いできんかなあと思ひておりますのが、1点ね。それだけ答弁もらいたい。

もう1点は、春來町のプールの整備をし、解体されるということで1,450万有余のお金を出して行われる予算が計上されております。将来的に考えますと、用地については、いわゆる委員会、行革等でも結論が出ております。売却をしなければならない時点が来たら売却をするんだという方向で進められたと思ひております。

そういう中で、一時的な利用効果も生まれなければならない地域に対して、だからというて将来の計画を立てなければ僕はならないと思ひております。教育委員会の関係ではなかろうかなあ。あの町民プールが廃止になった時点で町の教育上、プールの利用の計画も大切ではなかろうかと。今残っておるのは芝原のプールなんですね。恐らく最終的に利用価値効果がなくなれば、あそこも同じような状態で撤去しなければならぬと。期限的にも同じような時期に来ておるのではないかなあと思ひております。そういうことで、どういう方向で考えておるのか。もしあれだけのお金を利用した場合、今あそこの時点でどれだけの金額で売買できるのか。あれだけの金額を投資して整地して、どれだけの金額で売却できるのか。町民に理解を得るような方向で僕も説明をしたいと思ひますので、その辺のところを明確に答弁を求めます。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは私の方から、先ほどのアピタを利用するバス停の件でございますが、正直言いますと、私も実は近々、田中議員がおっしゃたようなことを聞いております。具体的に申し上げますと、芝原の方です。大変申しわけございませんが、現時点で申し上げられるのは6丁目のバスを利用していただいて、とりあえずターミナルへ入って、ターミナルから乗り継いでいただくという方法なんです、実は前にも申し上げましたとおり、もとバスが乗り入れております。これを利用することもできるんですが、これは毎日ではございません。今、つくりましてちょうど1年が経過しました。そういう意見、状況等も、今私どもが持っております町の公共交通対策協議会、こんなところにもそんなことがあったというようなお話をしながら、声が大きくなれば当然考えることでございますので、話して、議題として真剣に考えていきたいと思っております。今言えるのはそういう状況でございます。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 春來町のプールの跡地の関係ですが、今回工事をやらせていただきますのは、地元の要望もありましたので、景観整備も含めまして、あそこは多目的広場にさせてもらうということであります。

それで、今、幾らで売れるかという話ですが、これはまたお金が先行するとまた問題が出ますので、あそこの跡地利用がはっきりした段階で、もし何も計画がなければ先ほど言われました売却の方に行きますが、とりあえず今の段階は白紙の状態ですので、また今後利用計画があるのか、その辺を十分検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） あわせて教育長に先ほどちょっと入りましたけど、将来計画ね。いわゆるプール教育上の将来計画、すみませんが。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） プールについてお答えをいたします。

過去の経緯を見ますと、町民プールがございました。それがなくなりまして、ゆーみんぐの方への利用券ですかね、温水プールの方ですね、利用券が交付されるようになりました。これについても行革等いろいろございまして、廃止になりました。現在、北方町にはプールはございません。

温水プールをつくってはどうかという過去にも議員の御指摘がございましたが、北方町には企業が経営する民間のプールもあるというようなこともございまして、私どもといたしましては、子育て、あるいは青少年の健全育成という立場に立って、今、芝原にございますプールの運営に当たっているというのが現状でございます。

今後の見通しでございますが、これは第6次総の中で、教育委員会といたしましては総合体育館、このあたりをスポーツエリアというような考えで整備をしていこうというふうに思っております。その一環といたしまして、今までプールがありましたけれども、こういう経緯の中でなくなってしまうけれども、そういうことも含めまして、施設設備についてどう充

実を凶っていくのか、検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） ページはわからないんですが、広報無線の、山本副町長が総務課長のときに改善というか、開始をされたわけですが、それがうちの方は本巢市の方がすごくよく聞こえて、住んでいる地域によって違うと思うんですけど、ある人は窓をあけて聞けばいい、窓をあけているうちに終わっちゃうんですよ。そういうことがあるので、何とかならないかなという思いがしているんですけど、もうだめですかね。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 防災無線の音の話でございますが、やはりどうしても気候、風、天候にも多少よりますが、聞き取りにくいという意見も出ております。その都度意見を聞きまして、現場に行って確認はさせていただきます。どうしても雨が降ったり、例えば強風が吹いたり、これはもう聞き取りにくくなるのは当然です。にもかかわらず聞き取れないと、こんなような状況も多々起こっているということも聞いております。できるだけ皆さんに聞いていただけますように指導はしております。

なお、皆さんにお願いしておりますのは、もし聞き取れなかった場合は、専用の電話で聞き取ることができるようなシステムになっております。ですから、住民の方からの問い合わせについては、この番号で確認して聞いていただければ幸いですよというような指導もしております。皆さんが聞いていただけるように、保守点検のあたりを徹底してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） 自治会についてお尋ねをしたいと思います。

町長室戸さんが誕生してから、いろんな会合、いろんなイベントでごあいさつを拝聴してまいりました。その中で大変印象に残っているのは、心ということを強調しておられます。例えば福祉は心です。いたずらによそのことを投入するのではなくて、隣のひとり暮らしの方、弱者というんですか、声をかけていくというつながりを強調されております。キーワードで「人と人、心と心がつながる北方町」、そのとおりだと思うんですけども、心配をしておりますのは、最近自治会の加入率が大変減少してきております。1万8,500の北方町の中で、転入・転出が非常に激しい町であることは理解をしておりますし、反面、コンパクトですので、何とか皆さんに理解をしていただいて各単位自治会に加入をしていただく。これは強制力がありませんので、現状どうお考えになって将来に向けてどういうふうにしていくか。手をこまねいて、このままほかっておかれると、ますます加入しない人がふえていくような気がするんです。そこら辺の考えをお聞きしたいんです。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 今、立川議員がおっしゃいました自治会の加入率の数字を上げる施策

はないかというような質問だと思うんですが、議員がおっしゃったとおり自治会というのは任意の団体でございます。加入を強制することもできません。

今現在、総務課で全体の加入率の把握をしておることはしておるんですが、おおむね90%程度。ただし、地域によっては非常に温度差がございます。かといいいながら、先ほど議員がおっしゃったとおり、町が進めておりますまちづくり、それからごみの問題、発刊物の問題、いろいろ加入されている方と加入されていない方の、どちらかというサービスの違いが違ってきます。そのたびに、私どもも事あるごとに加入してくださいよというような声かけはします。現在、戸籍の窓口でも転入された方にはそういう指導を口頭ではしております。しかし、なかなか加入率の増加につながっておらないのが現状でございます。今考えられるのは、そういう部分を町外から新しく北方町に転入された方に窓口で、パンフレットをつくって、メリット等をきちっと書いて、こういうことがありますよというように書いたパンフレットを戸籍の窓口でお渡しするとか、例えば建築確認の申請書を不動産会社なり建築会社が持ってみえます。入居予定者にそういうパンフレットを配っていただくとか、そんなようなことをこれから考えてはどうかなとは思っておりますが、やはり定住人口率が低い北方町では、非常に数字が思うように上がらないのが実態でございます。かといって手をこまねいておるわけにはいきませんので、できるだけ加入していただけますようお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 補足的に別の角度から、総務課長は事務的なことを申し上げましたので、私が常日ごろ思っておることを少し簡単にお話をしたいと思いますけれども、どうも極端から極端に世情というのは走る傾向があるんですね。戦争前までは、日本は大変地域を大切に作る習慣がございまして、おせっかいが過ぎたわけですね。これが、私がいつもどこかへ行ってしゃべるときはアメリカ型民主主義と言っておりますけれども、個人主義が横行して若者が、私どもの若いときも含めて、つき合いのうっとうしさというのが出てきて個々になってきた。それが最近の言葉でいう無縁社会につながっておる。

生活は豊かになりましたけれども、例えば精神面での豊かさというのは明らかに戦前の方がよかったというふうに思うわけでございます。しかしまた、戦前の窮屈な隣近所が介入する社会というのも、そこまで戻るのには嫌でございますから、もう少しお互いに毎日の生活をしていく上においてバランスのとれた、中庸といいますか、真ん中程度の暮らしができるような環境をつくる必要がある。

議員御指摘のように、このままの状態が進みますと、自治会ばかりじゃなくて、消防団だって、老人クラブだって、どんどん加入者が減って行って、お年寄りなんかは私は友達が多いということが一番何より大事なことだと思うんですが、地域によっては老人クラブが解散するという事態になっておまして、地域での個々のつながりというのが非常に欠落してくる時代になってまいりましたから、こういうのをどういうふうにして地域のまちづくりをしていくかということが一つ大事だと思っております。

先ほど御議論いただきました定住構想におきましても、それがすべてではありませんけれども、アパートと持ち家の比率がほとんど五分五分というような町の構成は、アパートにおるとということが悪いというわけでも全然ありませんし、私もかつてはアパート族でございますから、そこに住んでいただける方も快適に暮らしていただくということが大事でございますけれども、住民の中での段差があり過ぎて、これが決定的に悪いと思っております。だから、持ち家を持っていただいて、そしてこの地域に愛着心を持つ。悪い言葉かどうか知りませんが、愛町精神を持って、町への帰属意識をしっかりと植えつける。そして近所との、昔流に言いますと結いといいますか、そのつながりをしっかりと持って、お互いに隣の様子がわかる関係というものをしっかりとつくっておく必要があるのではないかというふうに思っております。

理想論だけを申し上げて恐縮でございますけれども、そういう関係をこういう小さい町だからできるという自信を持って、これからも地域の皆さん方にも御協力をいただきますし、あらゆる機構・組織を通じてそういう人間関係ができるように、行政としても力を注いでいかなければならぬというふうに思っておりますので、御協力をいただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） 今お話を聞いても本当にそのとおりでと思うんですけれども、たまたま北方を仮の宿というか、通過点みたいな方もありますし、もちろん初めから100%自治会に加入するというのは不可能であります。

あるマンションというか、住宅を訪ねました。1階から3階まであったのかな、15軒か20軒の方が住んでおられますけれども、郵便受けの表札がなし。各101とか102とか201とかあるんですけれども、まず名前がどこにも出ていない。間違いなく住んでおるわけなんですけれども、メーターが回っておるとか電気がついていまして。かたくなに拒否されて、煩わしきとか地域のつながりが嫌だと。特にこれからどんどん世代が変わってきますと、我々の感覚とは変わってきますし、またある方に理由をお聞きすると、他意はないんですけれども、町費、組費の負担が、町内によっていろいろあるんですけれども、私の町では500円と500円で都合1,000円。そうすると1年間に1万2,000円の負担というのが、いろいろ義務というか隣づき合いが煩わしいということを知っているわけですね。今おっしゃるとおり、ただ住むだけの人じゃなくて、町のことを思って、町の中でお世話になっていくとか、あるいは町のために力を尽くそうという、いわゆる町民づくりみたいな努力は一体になってやっていかなきゃいかんと思っておりますし、ただ眺めていこうだけじゃなくて、努力をぜひしていただきたいと思っておりますし、我々も心に置きたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） そのほかございますか。

廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 高齢者見守り隊とか、最近そういう部落のつき合いというのが非常に薄くなってきている。それから町長がおっしゃいます人と人とのつながりというものも薄くなってきている。我々も今、老夫婦2人だけですが、いずれお世話にならんらん時期が来るんだろ

うと。こんなことで大変期待をして、どんな形になるのかなあとということで期待をしているわけでございますけれども、組織としてどんな形になるのか。それからいろんな幾つかの組織ができるんだろうと思いますけれども、そこら辺が一つの組織でどんな守備範囲を持つのかなど。いろいろ頭の中で私なりに考えているだけけれども、どうもうまい方法というのが出てこない。これから考えていかれるんでしょうけれども、どんな形の組織になっていくのか、こんなことが今頭の中にございますからお知らせを願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） ただいまの御質問でございますけれども、高齢者見守り隊はまだ仮称でございます、あくまでもボランティア組織の中で立ち上げを予定しております。また、どれほどの数の方がこの呼びかけにこたえていただけるかわかりませんが、できるだけ町域全体、均等に出ていただけるような努力もさせていただきますし、とりあえずこの23年度は見守り隊としての核をつくるというような考え方で、今後はできたら大きく育てていきたいというふうな考え方を持っていますし、またほかの組織・機関とのネットワークも十分とっていただけるような、そういったネットワークづくりにも力を注いでいきたいというふうに考えております。

ということで、まずはこれから集まっていたいただいた皆さんと一緒に考えていきたいなあというふうに思っておりますので、最終的にこういう形という明確な思いはまだありませんけれども、そういうふうでお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） それはことしじゅうという話で、何か打ち合わせをされるんでしょうか。そこに集まってくるという人というのは、どんな方が集まってくるのか。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 集まっていたく方は公募をしますので、どういう方というふうではないですけれども、うちの方としたら公募もしながら、今までいろいろお世話していただけるような方については、こちらの方から進んで声かけもさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） それからもう一個、未満児の保育というのが出されて、これで大体未満児というのはどのぐらい解消するもんなんですか。こういう対策、もし残るといふ話なら、これからどんな形で進めていかれるのか。解消してしまえばいいんですけども、残るといふ話なら、そこら辺はどんな形でこれから対応されていかれるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 未満児保育でございますけれども、23年度は4月1日の時点で111人ほどの未満児の数を見込んでおります。この未満児については、毎年ですけれども、年度途中からも申し込みが来ますので、それにつきましては、うちの方は保育士を増員する等の措置でもって、待機をできる限り起こさないというふうにやっていきたいと思っています。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） 64ページと65ページにまたいで二つお伺いいたします。

一つは不妊治療の助成金のことなんですけれど、町単独でお1人10万ずつ、5年間にわたって助成される状況ですね。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 不妊治療につきましては、年間1人10万という助成金を出しております。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） 保険適用ができないという中で、本当に国とか県、そしてまた町が助成するという制度で、多くの方に利用していただき出産できるという状況で、大変ありがたい制度だなというふうに思っておりますが、県の方にいたしましても、国の方からだと思うんですが、内容的に1年度当たり1回15万円まで、そしてまた1年目は年3回まで利用できて、2年目以降は年2回まで、そして通算5年にわたって通算10回を超えない程度の助成をするとあります。町単独では、町の方へ来ていただきながら申請していただいて支払いをするということになるので、県の場合なんですけれど、これは窓口で一緒のように手続されておられますか、今。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） まず県の方で助成を受けていただきます。そうすると、例えばその治療に20万かかっていけば、県の方で受けていただいた、決定通知のコピーをいただきまして、その残りを町の方で負担をさせていただきますので、例えば18万ですと町の方からは8万という、10万の限度額ですけれども、実際かかった金額で助成をしております。まず県の方の助成を受けていただいた残りを町の方が助成するというふうです。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） 県の方で15万円まで出て、18万がその方にとって費用が必要だったら、町の方で3万円を加算されるような状況なんですか。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） そういうふうです。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） もう一つ、子宮頸がんの予防接種の件につきましてお尋ねしたいと思えます。

これは広報の方にも一度書かれてあったかなあと拝見したんですけれど、皆様にこういった制度があって、接種することによって子宮頸がんが防げるという状況を、子供さんもそうなんですけど、保護者の方にも知っていただくために、もちろんこちらの福祉の方でやっていただけるというのはわかりますけれど、これまた中学校の方でもこういったことは子供たちに書面でもってというか、ちゃんとした性教育になるんでしょうか、そういった教育というのはなされていくのか、お2人に答えていただきたいなあと思っておりますが。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 北方町としましては、中1から高1までの子供さんを対象に考えておりました。そういうことで、中学校の方へは文書をつくりまして、保護者と一緒に読んでいただけるように、そういった周知の文書を配っていただきました。

高校1年の方については、該当する年齢の方に郵送で文書を配送しております。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 学校関係についてお答えをいたします。

学校関係は保健体育の時間がございまして、保健の授業がございまして。この保健の授業が、ちょうど中学生というのは成人に体が切りかわっていく時期でございまして、成人への健全な心身の発育を期して行っております。内容的に言えば、体のづくりも含めて学習をしております。特にその中で、今喫緊の課題になっておりますのは性教育の問題でございまして。そこに焦点を当てておりますが、子宮頸がんを直接扱っているかどうか、このことについては承知しておりませんが、性教育の一環の中で、これは北方ではございませんけれども、行っているところもあると聞いておりますが、北方の場合には十分把握しておりませんので、申しわけありませんけれども、直接お答えすることはできません。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） いろんなどころの話をお聞きしたんですけれど、1月から実施されている市町に関しまして、その教育の問題に入ってくると、なかなかそういった進んで子宮頸がんに関しての、固執していますけれども、一つの問題に対してこういった予防接種がありますよと、そういったお話等をやられるというところがなかなかなくて、厳しいような状況を今聞いております。今後、多分いろんなどころでそういった予防という部分に関しては、子供さんに周知できるのは学校の方しかなかないという状況だと思います。一度、当町の方では保健師さんに対してですけれど、こういった状況がなされているという、施策として持っているということを入れたらいいなというふうに思うんですけれど、どうですか。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 学習指導要領の関係がございまして、そういうものも含めまして扱うかどうかということにつきまして、喫緊な課題になっておりますので、学校の方には連絡をさせていただきますけれども、十分検討をして、保健体育の授業の中におさまるようであれば取り入れてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 1点だけ腑に落ちない点がございましてお聞きをいたしたいと思っております。

54ページのデイサービスセンターの空調設備保守点検料、103万4,000円という大変大きな保守点検料が計上されておりますけれども、かえられてまだ間もない部分でもありますけれども、何でこんな保守点検料が要るのかなあと今、非常に不審に思って眺めておるんですが、ほかのところを見ますと大体20万前後、大体そのぐらいですね。何か特殊な事情でもあるのかなあと、そこ

ら辺をお尋ねしたいんですが。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） デイサービスの空調につきましては、この規模についてですけれども、以前にもお尋ねがありまして、近隣の市町にもお尋ねをして確認しておりますけれども、増築をした当初の次の年、これはまだ新しく入れたばかりということで安く抑えることができたんですけれども、また2年以降についてはもとの金額に戻ったわけではございますけれども、確かに金額的には大きいものですので、この契約の段階でまた詰めさせていただくというようなことも考えさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 103万4,000円と1,000円単位まで出ておるんで、恐らくこの金額なんだろうと思いますけれども、こういう金額が出てくると、実際に保守点検は一月に1回ぐらい1人、2人が来て、ちょちょっと点検していく程度だと思う。暖房機の規模が大きいから、例えばこれが10倍になるとか20倍になるとかいう話ではないと思うんですよね。あくまでそこにかかる材料費ですとか人件費、ここの部分が点検料だと思っておるわけなんで、例えばこの庁舎、中だと200万ぐらいの点検料があるんですよね。あと学校ですとか、保健センターですとか、ほかのところを今ぱらぱらと見渡したんですけれども、大体十何万、20万程度。そこと比較すると非常に高い金額だと思うんです。毎回こういうことを僕は言うんですけれども、言われるがままにしちゃうとそうになってしまうんじゃないかなと。だから、そこになぜこれだけ要るんだというものがないと、こういう金額というのはちょっと納得ができないんですけれども。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 議員が言われるとおりですが、我々も素人ですので専門的なことはわかりませんが、一度保守点検の内容がほかの施設と同じかどうかということも再度確認しまして、先ほど北村課長が言いましたけれども、執行の段階、契約の段階ではその辺は十分詰めていきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） よろしいですか。

それでは午前の部をこれまでといたしたいと思います。

暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時01分

○議長（井野勝巳君） それでは休憩前に続いて行います。

続いて、農林水産業費の72ページから地方債の調書の114ページまで質疑を行います。

安藤君。

○2番（安藤浩孝君） それでは77ページ、町道77号線の拡幅工事についてお尋ねをしていきたいと思います。

町道77号線は、大井神社から南へ行って最初の橋を渡った岐阜北方城址の方へ行く道のクランクの手前の幅が狭いということで拡幅工事ということで、生活道路ですから皆さん大変御利用されていまして、行き違いがなかなか難しい地点でございますので、拡幅工事はやっていただくのは結構だというふうに思っています。

委員会の資料をいただきまして、そのときに説明いただいたのは町道77号線25メートル、これの改良工事が100万円、道路用地の購入が30平米で90万円という説明を受けました。予算書を見てみますと、道路用地が114万円ということになっております。90万から114万円、この前、精読をやった折にもこの説明がなされていないんですが、24万円ふえたのはどういう理由なのでしょう。用地の買収の費用がかさんだのか、それとも平米数がふえたのかわかりませんが、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思えます。

それともう2点ばかりですが、その下に水道管の移設工事が入っておりますが、補償費が63万円計上されておりますが、私も設備の方は少しはかじっておりますので知っておりますが、水道管の移設切り回しで63万というのはどういう数字で出されたのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思えます。

それともう1点、この拡幅工事をするに当たって、対象のおうちの屋根とか壁とかいろんなところをなぶらずに済むのかどうか、その3点をお聞きしたいと思えます。

○議長（井野勝巳君） 酒井都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（酒井友幸君） まず一つ目の質問の、道路新設改良費の中で114万円と予算書はありまして、77号線の改良工事費90万円とありますが、その差額の24万円につきましては、そのほかのところで道路の隅切り用地が発生した場合の24万円の予算を計上しております。移転補償に伴いまして、屋根の一部は今かかる予定をしておりますので、その部分については補償の予定をしております。

水道管移設工事につきましては、まだ場所はないんですけども、今1ヵ所ということで60万円という形で、その消費税分として63万円を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 隅切りは最初から予定があったんですか、あのクランクの点で。

○議長（井野勝巳君） 酒井都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（酒井友幸君） 隅切りは、今の77号線以外のところでどこか発生した場合の予算として24万円を計上しております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） その例の北方城址へ入って行く道には使われないということですね。ということは、あくまで90万だということによろしいんですね。

それと屋根ですが、あのおうち大変古いんですが、屋根をなぶって後で雨漏りしたとか、そういうようなクレームになりませんか。できたら僕が思うのには、例えば5メートルを拡幅せなど

何ともならんのだけど、それによって屋根をなぶるということになれば、4メートルでも少しでも減らした方がいいんじゃないですか。その辺お聞きしたということと、それと水道工事は何で60万も要るの。どういう水道管を入れるの、60万という。普通大体3軒分あるよ、60万の水道工事といったら。それもちょっとあわせてお聞きします。

○議長（井野勝巳君） 大平参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） 今お答えしました水道管移設工事につきましては、道路改良が今回77号線を予定しておりますけど、それ以外で側溝改良工事という形で水道の移設が必要な場合がございますので、そういうものについても含めて63万円を、予備という含みもありまして計上させていただいたものです。そういう意味で御理解をいただきたいと思います。

それから補償につきましては、現状4メートル道路を町道の改良の基準にしておりますので、4メートルを予定しております。それで、ひさし等については、その中に含まれるということで補償をこれからお願いし、やっていきたいと思いますが、相手側の方も御事情もございましょうし、その辺のところは話をさせていただきながら御理解をいただいて善処していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 結構です。理解しました。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 教育関係に対して質問をしたいと思いますが、まず83ページから若干関連しますので、見ておいてください。

学力テストはここには載っていないんですが、国の仕事だと思えますけれども、今度理科が入ってくるわけですね。町としては、予算かどうかわかりませんが、学校で抽出をするのは30%ということで、小学校は大体25%、中学校は44%ということで抽出をして、西小が入るのかどこが入るのかわかりませんが、そういう形でやられるのか、あるいは全部のうちの小・中学校は学力テストを受けられるのかどうかということ、それから教員の免許の改正も何か中止をするようなことでしたけど、またやるということですので、そういう該当をされる先生がいらっしゃるのかどうか、まず2点。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 1点目は学力テストの問題でございますね。それから2点目は免許更新の問題でよろしいですか。

学力テストは、昨年度から国の方針が抽出というふうに切りかわりました。したがって、来年度も国は抽出の方向で検討に入っております。北方町の場合には、抽出校は、これは国が指定してきますから、それについては引き受けることにいたしておりますけれども、当たらなかった場合には行わないというスタンスで、小・中学校の方に指示をしております。

免許の更新でございますけれども、これについては今国の方が免許の更新制度をどのように変えていくのかについて審議をしております。私どもは、その結果を得て、それに合った対応をし

てまいりたいと考えております。ちなみに来年度は免許の更新は継続されますので、したがって、単位を取らなければ免許は失効します。したがって、来年度は該当する教員の免許の更新には、研修会に出席していただくという考えでおります。以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） ありがとうございます。

次ですが、小学校の新学習指導要領が2011年から新しく全面改訂をされるわけですが、そこで英語は必修になるわけですね。22年と23年度の予算を比べてみますと、若干指導員のお金はふえているわけですが、学習指導要領が改訂になって英語が必修になったのにもかかわらず、去年より若干予算がふえているだけで、それで小・中が賄えるのかどうか。必修科目になったにもかかわらず、そういう疑問を持ちますので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 英語活動につきましては、小学校の場合には来年度から正式に5・6年に限って英語活動が必修になります。1年から4年生まではやってもよいし、やらなくてもよいというスタンスですね。ところが、北方町の場合には、もう既に英語活動については1年から6年まで必修を見越して先取りをして行ってまいりました。したがって、費用の増減はあまり関係がないというふうに理解をしていただければ結構です。以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） ありがとうございます。

次は私立の幼稚園就園奨励補助金のことですが、これを見ても、それぞれの所得によって3,200円ぐらい単価が上がるそうですよね。そうしますと、保護者の方に対しては引き下がることになるんですけれども、その3,200円を見越して予算を組んであるのか。国から来るお金とうちが出しておるお金は何百万という差があるんですけれど、その辺についてお願いしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） 私立幼稚園の就園奨励費につきましては、これは町の予算の範囲内ということで、国の基準はございますが、町独自の金額で支払いをしております。よって、従来どおりの金額で補助をしていきたいという予算を組んでおります。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） そうしますと、国から来るお金よりも町単で出しておるお金の方が多いわけですね、この予算上は。それはそういうふうでいいんですか。3,200円をこしの国の予算をアップをした状態でつけられているというんですけれど、町もそういう形で3,200円をふやしているのかどうか。

○議長（井野勝巳君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） 先ほど申しましたように、国の基準というのは示されております。それに基づいて、うちの今の事情に応じて単価を決めておまして、その3,200円のアップという

のは私は今のところ理解しておりませんが、一応例年の金額で予算の方は組んでおります。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） そうしますと、国の予算よりもうちが出しておる方が多いということは、町で悪いけど余分に出しておるということになるんですね。国から来るお金はすごく少ないわけだから。

○議長（井野勝巳君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） 国の補助金は事業費の3分の1。それにまた国の予算の範囲内ですから、それにまた調整率がかかります。よって、事業費の3分の1よりも少な目に来るわけでございますから、その分また町の持ち出しが多くなるのは確かでございます。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 農業振興のことでお聞きをしたいと思います。

北方町の農業振興は担い手を中心とした米づくりということで、ことし取り組むわけですが、特産品をつくるという話が、いわゆる大豆か枝豆か何かそんな話があったような気がしますけれども、そこら辺の取り組みというのは今どうなっていますか。

○議長（井野勝巳君） 大平参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） 北方町の特産品部分ということで、以前にもそういうものを目指して北方の農業をやるべきだという議論は以前からございました。現実としましては、表は従来土地改良事業がやられた後の特産品の一つとして、ブロックローテーションで現在も毎年作付がされております。それから、新たに担い手をこの3年ほど、4人ほどで組織してやっておみえになります中で、一つは農協さんの推奨品であるブロッコリーとか枝豆、こういうものを特産品になるような栽培ということで、これから作付面積の拡大を目指して現在取り組んでみえるというのが現状でございます。以上です。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） やっぱりこれで生活をしていくということになるわけですね、4件かそこらある担い手さんにとっては。そうすると、ほかにないものをつくっていかないと、なかなか経営的にも大変だと思います。そこら辺はこれから何をつくるかという案を、行政としても考えていく必要があるんじゃないのかなという感じがしています。そこら辺、産物づくりにいろいろ研究していく必要があるんじゃないのかなという感じがしておりますので、一言申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 大平参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） おっしゃるとおりでございますので、売れるものをつくらんと経営が安定せんということでございますので、作物の問題と、それから北方町の農業振興地域がどうしても拠点の場所になりますので、そこで担い手さんがどれだけ経営を安定させるために集積をして、小規模農家の方からお借りして、ある程度期間を持ってやれば収入額がふえてくるということもあるんで、そういう基盤を安定させながら、それにもう一つ特産品づくりをするということもありますので、その辺は県の農業普及所とか農協さんの知恵をおかりして御指導い

いただきながら、行政側も一緒になって研究していきたいというふうに思っております。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） ありがとうございます。私もそんなことを考えます。

それから商工観光でいろんなイベントをやるんですよ。ただ、イベントをやっても、北方町にどれだけお金が落ちているかということで考えると、例えば北方まつりでも露店がいっぱい出てきて、商店街の潤いにはそんなになっていないような気がしますし、一生懸命イベントをやられるというのはそれなりに敬意を表しますけれども、ただイベントをやるだけではなしに、北方町にどれだけお金が落ちるのかという企画をこれからしていかないかんのではないかなと感じておりますけれども、そこら辺はどんなお考えなんでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 非常に難しい問題といたしますのは、今議員もおっしゃいましたように、私もおかねがね北方まつりのときの実態を見て、昨年でしたか、商工会長にも言葉をかけておいたんですけれども、本当に露天商だけで、肝心の商店街の人が早々とシャッターをおろしておるといような状況が見られるわけでございまして、問題は取り組む意欲といたしますか、そういうものが旧来の商店街の人たちは非常に弱くなってきておるのではないかと。それにはいろいろな事情もあると思いますし、何よりも後継ぎがないということが最大の原因ではないかというふうに思っておるわけでございますが、商工会もイベントばかりやらないで、それぞれの会員の経営のノウハウを指導するよということ、県の商工会の連合会からも非常に強く指導を受けておるといようなことをせんだってもお聞きしておりますし、北方町の商工会もその方向でこれからも努力をしていきたいというようなお話も承っておりますので、そういう方向にシフトを持っていけるのではないかと考えております。

一方、またいろんなことで商工会や農協の力をかりて、一時的な祭りではありますけれども、いろんな行事をやって、よその市町から大勢のお客様をお迎えする、来ていただくということもまちのにぎわいとして大切なことでございますから、しっかりとこの両方がうまくかみ合うようにしていかなければならんというふうに思っておるわけでございます。ただ、行政がどこまでそれができるかという問題になってまいりますので、これからも商工会と十分いろんな協議を重ねながら、お手伝いできることはお手伝いをさせていただいて、商工会の発展のために努力をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 大変難しい問題だと思っております。私、こうせい、ああせいという頭の中にまとまったものが何にもございませぬ。何にもございませぬけれども、実は1月に滋賀県へ研修に行ってきたして、これは町の活性化とかそんなのがテーマの研修でした。その中で言われてきて、頭の中に残っているのは、言ってみれば何にもない町でも、欠点が長所になるということもあるよと。それからいつでも見ている人というのは気がつかないけれども、ほかから来た人にとってみれば非常に珍しい、物になる、そういう資源があるんだそうです。北方町でもいろんな

資源が恐らくあるでしょう。観光施設として円鏡寺とか、みょうがぼち、富有柿もあるし、いろんなものがあるわけですが、そこら辺をどのように活用していくかというのが大切なんだそうです。ほかにないものをここの特産品としてつくっていくというのが大切なんだそうです。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、お客が来るだけではだめだそうです。北方町にどれだけ銭が落ちるか、これが一番まちづくりには大切なことだというふうに聞いてきました。そんなのが頭の中に入っています。

そんなことで、資源が何があるかという話を商工会の今度会長になられます大熊さんあたりに話をしてみたんだけど、そこら辺で北方町の資源探し、こんなのを使ってまちおこしをしていきましょうというものを話し合ってみようという話は実はしております。養老はこの間、何か特産品を、ケーキみたいなやつをつくったみたいですが、北方町には富有柿もあるし、富有柿でも消毒しっからかしの富有柿ではいかなので、ここの富有柿は農薬を一切使っていませんという話になれば商品になるんだろうと思います。そんなことで一遍考えてみていただけないのかな、音頭を取っていただけないのかなという感じがしておりますけれども、お考えがございましたらお聞きしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） いつも答弁に立てないところが非常に苦しいところです。

大変いい御指摘をいただいたと思っております。これから商工会との懇談の機会等をできるだけ設けるようにいたしまして、議員の御提案のあったような発想の転換をして、この地域がもう少し元気が出るように、そしていつも言いますように、人の動きがない町はやっぱり死んだと同じでございますから、動きが見えるまちづくりといいますか、そういうような努力を商工会と一緒に知恵を出し合っていくというふうにいたしたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） あと町道3号線、これから詳細設計ということですが、6次総に道路のバリアフリー化というものをうたっておられるというのは重々承知の上でお話をさせていただきますけれども、バリアフリー化は基本的にはいい話だと思います。思いますけれども、やっぱり時期と場所、バリアフリー化をする場所というのはあるんじゃないかなという感じがしておりますし、それから時期的には今本当に緊急性があるのかということで考えますと、人それぞれに感じられることが違うんだろうなというふうに思っています。

そういうことで、10億もかけてやる事業でございますので、そこは町民の意思、意見をいうものを十分聞いてほしいと思っております。行政がやられるのには、春先に懇談会というのがありますし、それから政策審議会みたいなものもあるわけですから、そこら辺で町民の意見を聞いて、町民がいいと言うんならいいけれども、あかんと言うんならはてなということになるのかなと思っています。

私どもは基本条例をつくりまして、最終的には住民の意見、意思を尊重して町政運営をしようということ考えておりますので、当然そこら辺の意見を聞く機会があるのかなというふう

に思っていますけれども、行政もそこら辺は町民の本当の意見はどうなんだということを聞いてやっていただければありがたいなあと思っています。よろしくお願いします。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） せんだって北方中学校の卒業式に参加させていただきまして、感心をいたしておるところでございます。例年になく厳粛な卒業式であったと考えております。

そこで、中学校の改修工事に1,700万が計上されております。この改修工事につきましては、必要で計上されたと思っておりますが、一番大事な教育の現場でございますので、どのような改修工事がされるか、お伺いしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） 24年度から全実施されます中学校の新学習指導要領に伴いまして、理科の学習時間が大幅に時間数を費やすということから、今の二つの理科室では処理できない、カリキュラムに支障を来すということから第3理科室を設けさせていただくんです。よって、今の特別活動室を第3理科室として改修をさせていただきます。工事内容といたしましては、水道、ガスの引き込み、そしてまたそこに備えつけるテーブル、いす等のそういう主な工事でございます。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） 今申されました改修する今の教室について、今後どういうふうな方法をとられるんですか。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 現在、昔よく言われたLL教室、ランゲージ・ラボラトリーと言いますが、このLL教室を生徒が生徒会活動に利用しております。ここを第3理科室に改修しようということでございます。したがって、もともとはLL教室でございますから、床などはLL用の配線などが走っているわけですね。こういうものを取りかえまして、グループで理科の実験ができるような設備に切りかえるということですから、ガス、電気、水道、並びにグループ活動のできるテーブル、こういうものを設置するという改修工事でございます。もともとはLL教室でございます。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） そうすると、今まで使っておったLL教室を全体的に改修するということとなりますけど、結果的には、大体設計の段階でわかっておられると思いますけど、1,700万のうちのパーセントが、ガス工事5%、電気工事、教室の机等、金額が1,700万ですから結構な金額ですよ。だから、その辺わかる範囲でいいですけど、わからないからお尋ねしておるんやから、ひとつお願いします。

○議長（井野勝巳君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） 給排水・ガス工事で、直接工事費で300万ほどです。そのうちガスの工事で95万ほどでございます。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） 今の数字では到底この金額には……。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時39分

○議長（井野勝巳君） 再開いたします。

渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） 直接工事費で1,300万ほどかかるわけですが、そのうち先ほど申しましたガス・給水等で事業費の23%ほど、そして大きく占めるのは備えつけの教師用の実験台とか生徒用の机、いす、備えつけの作業台等、その内装工事に約900万ほどで、事業費の70%ほどを占めております。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） 実験台、実験する机ね。いわゆる生徒の40人と例えて考えますと、大体実験する机の実験台がわかろうかなあと考えております。その数字を計算すると、購入するものと改修するものと計算していくと大体その程度になるかなあと考えていますけど、結果的に積算をして出したものは根拠がありますので、できることなら率直に説明できるようにして、今後ともひとつお願いしたいと思います。終わります。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 予算の最後の方ですが、まず職員についてであります。自治体労働者というのは民間と違って法律で守られておるわけですね。国の方としては集中改革プランというのをつくられて、なかなか正職員をふやせないという状況にあるわけですけれども、去年の予算では120万かな、ことし3人という職員がふえているわけですね。全部予算のところから正職員1人とか2人とかいうのを拾い出して計算をしましたので、3人正職員がふえていることになります。そこで社会福祉総務費が1人ふえる、教育委員会で1人ふえる、生涯学習センターで1人ふえる、図書館ではマイナス1人ということになっているわけですけれども、北方町としては正職員がこのほかにも上下水道とかいろいろあるわけですけど、一般会計の予算上では正職員と臨時職員とかなんとかいるわけですけど、この数を知らせていただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは日比さんの質問にお答えいたします。

今予算の、先ほど指摘されましたように、福祉の関係で1名増員しております。この増員につきましては、今の御時世、非常に実務的に多岐にわたって、非常に福祉施策に関する事務量はふえております。ここへ1人配置したのは、逆に今度特別会計の上下水のあたりからそちらへ増員をかけたいというふうになっております。その異動が大きな要因です。今現在、全体的に職員は131名おります。特別職は御存じのとおり3名ですので合計134名と。それから、その他私どもが

管理する嘱託職員、それから臨時職員、これが28名。あと時給のパートにつきましては非常に数が多くて多岐にわたりますので、正確な数字はちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、そんなところで状況にあわせて事務量、それから事業等、そういうところも見越して職員の配置を考えておりますので、一般会計だけ特別にふえたとか、そういう採用はしておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 今、答弁をいただきましたけれども、図書館についてであります。これは2人から1人になっています。図書館の館長というのは条例を見ても必置義務じゃないわけですよ。置くことができるようになってはいるわけですけど、青木館長以下、教育委員会で課長は代理みたいなものを務めてきておって、行革で切ったわけですよ。正職員を1人減らして嘱託で新しい館長さんを入れるということですが、これで嘱託の人であれば時間数も短い、本当に交代勤務がやれるのかどうかということも大変心配なことが予想されるわけですけども、その辺について1人減らされておる、体育館もそうですけども、村木課長の言わんとすることはわからないでもないですけど、現場として住民の一番身近なところにいる職員がどうあるべきかということ考えたときに、ちょっと心配になりますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） ちょっと心配という御心配をかけて申しわけございません。

今の御質問にお答えさせていただきますが、まず基本的に、先般、私、日比議員にもお渡しをいたしました。教育総合5ヵ年計画の第2次の総合計画に目を通していただいたというふうに思っております。その5ヵ年計画のねらいに迫っていくために、これは23年度から実施されるわけでございますけれども、まず最初に検討を加えましたのは、適正な職員配置をどうするかということについて検討を加えさせていただきました。その結果、今御指摘のように、図書館には嘱託館長、嘱託職員1名を置いて、そして正規の職員を1名めくろうという決断をしたわけでございますけれども、それには三つほど理由がございますので、その理由をこれからお話し申し上げますので、ぜひとも御理解をしていただければありがたいと思っております。

まず1点目は、歴史資料の資料室を整備の継続を図りたいということでございます。22年度は緊急雇用対策のお金を活用させていただきまして、1年間にわたりまして2人の要員を配置しまして、物置同然であった資料室の整備を図りました。これは、あくまでも基本台帳をつくるという作業でございまして、一つ一つのものがどういういわれのあるものであるか、どういうふうに使われてきたのかという過去の歴史を解き明かす作業までには至っておりません。したがって、基本台帳ができましたから、今度はそれがどういういわれのものであるかということに手がけていく要員を1名配置したいと、このように考えております。これが一つ目の理由です。

二つ目は、それではその要員をどうやって確保するかということでございますが、今、日比議員が御指摘のとおり、実は図書館に要員を臨時に雇用する場合には、図書館の嘱託職員という条項しかないんですね。これに基づいて採るといふこととあわせて、図書館に堪能な要員を配置すれば、

1人で二つの仕事をしていただけたというふうに考えたのが二つ目の理由でございます。

三つ目は、こんなことを今考えておりますが、今、日比議員がお話しされましたように、実はすべての部署で正規の職員が非常に少ないわけですね。そういう少ない状況の中で精いっぱい仕事をしておるわけでございますけれども、正規の職員にはそれなりの責任と、密度の濃い内容の伴う職務に専念してもらいたいという気持ちがあるわけです。したがって、そのためには2名正規の職員が図書館におりますけれども、どちらかという貸出業務という業務に携わっているケースが多いわけですので、それは専門の日々雇用をお願いしているベテランの方々にお任せをして、正規の職員がもっと町の行政をうんと回転させていくような中身の濃い仕事に携わってもらいたい。あわせて教育委員会の願っている新しい第2次教育総合5ヵ年計画の精神に沿った活躍をしてもらいたいということで、教育委員会事務局、ないしは生涯学習センターの方へ異動させまして、そこでそういう業務を行いながら、あわせて図書館の業務にも携わっていただく。これは5ヵ年計画の冒頭を書いておりましたけれども、生涯学習センターと図書館を一体化した文教エリアをつくっていききたい、ここを生涯学習の拠点にしていきたいという教育委員会の願いがございます。したがって、図書館の要員を生涯学習センターの方に移して、生涯学習の充実を図る、図書館も生涯学習の一環でございますから、そういう一体的な活動、あるいは一体的な仕事に携わっていききたいという願いを込めて、このような措置をとったということでございますので、御理解をしていただければありがたいというふうに思っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 今言われたように、わからないでもないですけども、臨時職員の取り扱いに対する要綱というのが平成15年にできておるんですね。その中で町長のやること書いてあるわけですが、職員の配置がえ、その他の方法により、職員の業務を処理することが困難であると認めるときは臨時職員を配置することができる。一般職であるとか、あるいは保育の関係ということで一応書いてあるわけですけど、ややもすると、正職員がやめたら臨時職員とかそういう形で、悪いけどやっているような感じもしないでもないですよ。広域連合のときもそうだったし、今度のときもあっちこっちにそういえばいっぱいいるわ、いっぱいと言ったら失礼ですけど、そういう感じを受けるわけですので、北方町としてはどれだけ正職員がいるのか、あるいは臨時採用とかパートでぼって行くのかという基本的なことを町長として考えていらっしゃるのかどうか、その辺と、それからもう一つは適材適所の話がずっと今出てきたわけですけども、本当にこの職員の中で適材適所で配置されているのかということは、私としては少々疑問に思うところがありますので、その2点お答えください。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 議員大変御心配をいただいております。

フリーな立場で議論をさせていただくのなら、私は日比議員のおっしゃることは十分もつともだと思っておるわけですけども、こういう時代になりましたので、どうしても行革の対象になるのは人、給料の面が重きに置かれますし、現実北方町の行革の主を占めるのは人件費という

ことになって、どうしてもそこに行くことになるわけでございますので、これは原則論、筋論をちょっと横に置いておいて、御理解をいただきたいなというふうに思っておるわけでございます。

職員の配置の問題については、私、詳しくありませんけれども、新聞で知る程度でございますけれども、中央のような役人になりますと、本当に専門職でその職務にずうっと専念しておれるわけですが、こういう小さな単位の行政の職員は、仮にそのことに大変な専門知識を持っておりまして、そこにずうっと腰を押しつけて勤め続けるということが不可能なんですね。人事の回転を図る上においても、それから機構的にそういうシステムには町村の役場ではなっておりませんので、技術屋さんでも一般事務をやってもらわないけませんし、一般事務で全く技術に縁のない人でも技術の職場で頑張っていたかねばなりませんし、あわせて一つの係で幾つもの仕事の兼務をしていただければならんというような非常に厳しい職場環境にあることも事実でございます。

ちょっと余談になりますけれども、公務員というのはどなたかがおっしゃったように身分保障が大変されておりますので、民間のようにちょっと問題があるなと思っても、なかなか思うように退職を含めてお願いをすることができないという問題もあるわけでございます。それは公務員制度そのものに私は欠陥があるというふうに思っておりますけれども、大勢の職員の皆さん方が、ここで働くことがある意味気分がいいといいますか、意欲を持って働けるような職場環境というものはつくっていかねばならんと思っておるわけでございます。しかし、人員配置の問題に基本的に町長の考えがあるかとおっしゃいますと、申し上げたようなことが基本でございますけれども、現実の運用面ではなかなかそういうふうにはまいらないというふうに思っております。

今、御議論があります図書館の職員についてで申し上げますれば、専門職の司書の人がおっただけのことがいいし、願わくば学芸員の1人ぐらいい配置をしたらいいというふうに個人的には思いますけれども、現場のそういうことを許さない環境に私どもは立たされておるといふふうに、非常に苦慮をしておるところでございます。

でありますけれども、できるだけそういうことにも配慮をしながら、それぞれの職員の皆さん方の特技を生かして、それぞれの配置をして十分な活動をしていただけるように、これからは人事については十分考えながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） ではもう一つだけ、補助金の見直しの問題が町長のところでも出ていますよね。いろいろ見ていると、人材シルバーに関しては今回切られていますよね、補助金はもうなし。受益を得るようなところに補助金を出していたような気もするわけですけど、人材シルバーはことしから切られているわけですけど、補助金要綱を見ますと昭和50年とかそういうのもあるわけですよね、古いのが。例えば言っても差し支えるのであれですけど、その団体をいつまでも30年も何十年も育成し続けて補助金を出していくのかと疑問に思うんですけど、ある程度のクラブとかサークルでしたら、2年か3年したらもう切るぞというような形になっておるんですよね、教育委員会なんかですと。そういう補助金も古いのだったら見直しをして、町の予算があ

れば2分の1を補助しているとか何とかいろいろな項目があるわけですけど、そういうのを1回見直しをすべきじゃないかなという思いがしますが、その辺についてはどうですか。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 補助金の見直しは、毎年行革にかけて見直ししておりますし、ことしは犬・猫の関係の補助金の見直しをしまして、シルバーの方はちょっと性格が違いまして、シルバーの方は終了が入ってきました、自立が可能ということで、シルバーの方からの申し出があって切らせていただきました。あと婦人会やそういうところも、見直しをここ二、三年前からしております。いつも補助金に関しては実績報告もとりますし、成果表もうちの方でやっておりますので、見直しはやっておるつもりであります。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） 教育長さんにお尋ねしたいと思います。

今、たまたま出てきました第2次北方町教育総合5ヵ年計画がことしからスタートするわけですけど、最近の子供たちの犯罪というのが、時代の環境の変化とともに当然変わっていくわけなんですけれども、我々の少年時代というのは戦後で食べるものがない時代という。非行というと窃盗というんですか、万引きというか、とってきて食べるという、自分の食欲を満たしていくもので、ある意味では非常にわかりやすい犯罪が中心で、昭和20年代の後半になって、これではいかんということで社会を明るくする運動で、犯罪をなくしようということが行われた。

僕も45年ぐらい子供を見てきて、何となく問題があるというか、心の病にかかった子というのは、3歳から小学校三、四年生、中学になると姿形が変わってきます。服装とか頭髪とかやることなすことが耳目を浴びるというか、ええっという。今そうじゃない子供たちが物すごくたくさんおるといことです。つい最近の鹿児島大学、あれは国立3年生の、ハンドルにつかまって、自分で死ぬんじゃなくて巻き込むというんですか、一緒に死のうという。近くは秋葉原の事件もそうですし、その後、熊本学園大学の学生が3歳の女の子、あの子じゃなくてもよかったんです。たまたまあの子が目に入ったという、その子を殺してしまう。

それで、今の学校教育というか我々も携わりながら、物すごく大切にされる、子供たちが。学校へ行ってもそうですけれども、一つのクラスに2人も3人も先生がついて、至れり尽くせりと。我々の子供のころというのは、保育園もなければ幼稚園もなければ、私は3月生まれなんですけど、いきなり北方小学校1年生で入りました。先生というのは戦争から帰ってみえた先生で、実に荒っぽかったです、廊下で立つとかバケツを持つとか。そういうのを受けて、人権という自分自身、意識があまりなかったんですね。今すごく大切にして、一人ひとりの子供、子供というと、軟弱になるというか、体制というか、乗り越えていくことができないというか、すぐぶち切れるか、もうだめやとあきらめるかですね。

そんなことを踏まえて、北方からもしそんな事件が出て、北方の教育のせいとは決して思っていないけれども、これは交通事故みたいやないかなんて思うんです。何の予兆もないというか、わからなかった、そういう子が突然そういうことを起こすというその背景というんですか、

何でそうになっていくのかなあという、そんなことをちょっと、5ヵ年計画を何回読んでもよくわかりませんし、あらゆることが盛り込んでありますので、先生が一番今考えていることを教えていただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 私が申し上げるよりは、立川議員の方がうんと勉強されていますし、保護者としていろんな非行を犯した子供たちの更生にかかわって、なぜその子供がそういう状態に陥っていったのかということについても分析をされ、きっと御理解をされてみえるだろうと思っておりますから、私が申し上げるまでもないというふうに思っていますけれども、ただ一言言えば、経済を優先し過ぎて、今日の繁栄はありますけれども、心を忘れてしまっている、そこにすべてが起因するのではないか。このことについては、町長が事あるごとに随感で今日の社会のひずみを御指摘されてみえます。これを読めば一目瞭然であろうというふうに思っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第15号は各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

日程第14 議案第16号

○議長（井野勝巳君） 日程第14、議案第16号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） ただいま議題となっております議案第16号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第16号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第15 議案第17号

○議長（井野勝巳君） 日程第15、議案第17号 平成23年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号については、厚生都市常任委員会に付託をいたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第17号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第16 議案第18号

○議長（井野勝巳君） 日程第16、議案第18号 平成23年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わり、ただいま議題となっております議案第18号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第18号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第17 議案第19号

○議長（井野勝巳君） 日程第17、議案第19号 平成23年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっております。これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第19号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第18 議案第20号

○議長（井野勝巳君） 日程第18、議案第20号 北方町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第20号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（井野勝巳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

第3日は、明11日午前9時30分から本会議を開くことといたします。

本日はこれにて散会をいたします。大変御苦労さまでございました。

散会 午後2時08分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成23年3月10日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

